

香川県条例第11号

香川県流域下水道条例の一部を改正する条例

香川県流域下水道条例（昭和58年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																					
(趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、流域下水道の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号） <u>第25条の10</u> において準用する同法第25条の規定に基づき、流域下水道の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。																					
(設置) 第2条 略	(設置) 第2条 流域下水道を次の表のとおり設置する。																					
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>処理 区</th><th>流域関連公共下水道の処理区域の存する市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>中讃流域下水道</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>香東川流域下水道</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	処理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町	中讃流域下水道	略		香東川流域下水道	略		<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>処理 区</th><th>流域関連公共下水道の処理区域の存する市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>中讃流域下水道</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鴨部川流域下水道</td><td>大川西部処理区</td><td>さぬき市</td></tr><tr><td>香東川流域下水道</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	処理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町	中讃流域下水道	略		鴨部川流域下水道	大川西部処理区	さぬき市	香東川流域下水道	略	
名 称	処理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町																				
中讃流域下水道	略																					
香東川流域下水道	略																					
名 称	処理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町																				
中讃流域下水道	略																					
鴨部川流域下水道	大川西部処理区	さぬき市																				
香東川流域下水道	略																					
(流域下水道の構造の基準) 第3条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。																						
(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準) 第4条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。 (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。																						

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして知事が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第5条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人

の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第7条 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

(終末処理場の維持管理)

第8条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による

終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

(委任)

第9条 略

(委任)

第3条 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。